

平成 27 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 北川 鉄 工 所
代 表 者 名 取締役社長 北川 祐 治
(コード番号 6 3 1 7 東証 第 1 部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員
経営管理本部長
北川 日出夫
T E L 0847-45-4560

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月開催予定の当社第 105 期定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的を一部追加するものであります。
(第 2 条変更)
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、並びに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、変更案第 31 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（金）

以 上

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 1項～8項 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3条～第30条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第31条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 1項～8項 (現行どおり)</p> <p><u>9. 医療及び理化学機器の開発並びに製造販売及び賃貸</u></p> <p>第3条～第30条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第31条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第32条～第40条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役 of 責任免除)</u></p> <p>第41条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第42条～第45条 (現行どおり)</p>